

公益財団法人群馬県建設技術センター  
こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務料金要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人群馬県建設技術センターこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務要領（以下「業務要領」という。）第11条の規程に基づき、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「センター」という。）がこどもみらい住宅支援事業対象住宅基準への適合審査（以下「適合審査」という。）を行うにあたり必要な料金及びその請求、収納の方法を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる主な用語の定義は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定めるこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務要領（以下「評価・表示協会要領」という。）第1章に規定する用語の例による。

(適合審査料金の額)

第3条 一戸建て住宅（併用住宅を含む。）の適合審査の料金は、証明依頼一件につき、次の表に掲げるとおりとする。

(税込)

通常審査	省略審査（評価書等がある場合※）
33,000円	16,500円
変更申請の場合は、各料金の半額とする。	

※評価書等がある場合とは、以下の評価書等を当センターで取得し、審査する住宅性能（断熱性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上）のいずれかが確認できる場合。

- ①設計住宅性能評価書
- ②BELS 評価書
- ③フラット35S の設計検査に関する通知書
- ④現金取得者向け新築住宅対象証明書

(収納方法)

第4条 適合審査を依頼しようとする者又は適合審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「依頼者等」という。）は適合審査の実施に関する料金を、現金又は銀行振込みにより納入するものとする。

- 2 前項の払込等に要する費用は依頼者等の負担とする。
- 3 センターと依頼者等は、協議により一括の納入等、別の方法を取る事ができるものとする。
- 4 収納した適合審査の実施に関する料金は返還しない。ただし、センターの責に返すべき事由がある場合はこの限りでない。

(料金の減免)

第5条 理事長が特に必要と認めるときは、この要領によらず料金の一部を免除することができる

ものとする。

(証明書の再発行に係る料金の額)

第6条 証明書の再発行(審査しないものに限る。)に係る料金の額は一件につき、2,200円(税込金額)とする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。